

令和 5年 3月 2日一部改正

定 款

株 式 会 社 名 村 造 船 所

大阪市西区立売堀二丁目 1 番 9 号

株式会社 名村造船所 定款

昭和30年 5月30日一部改正
昭和32年 5月31日一部改正
昭和33年11月24日一部改正
昭和35年 5月30日一部改正
昭和36年 5月27日一部改正
昭和38年11月29日一部改正
昭和42年 5月30日一部改正
昭和43年11月29日一部改正
昭和46年11月29日一部改正
昭和47年 5月30日一部改正
昭和48年11月29日一部改正
昭和50年 5月30日一部改正
昭和56年 6月29日一部改正
昭和57年 6月28日一部改正
平成 3年 6月27日一部改正
平成 6年 6月29日一部改正
平成10年 6月26日一部改正
平成14年 6月26日一部改正
平成15年 6月26日一部改正
平成16年 6月29日一部改正
平成17年11月 1日一部改正
平成18年 6月28日一部改正
平成20年 6月26日一部改正
平成21年 6月25日一部改正
平成22年 6月24日一部改正
平成25年 6月25日一部改正
平成26年 6月24日一部改正
平成26年10月 1日一部改正
令和 4年 6月23日一部改正
令和 5年 3月 2日一部改正

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社名村造船所と称し、英文では
Namura Shipbuilding Co.,Ltd. と表示する。

(本店の所在地)

第2条 当社は、本店を大阪市に置く。

(目的)

第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 船舶、艦艇及び海洋構造物の設計、製造、売買、修繕並びに解体
2. 橋梁、水門、鉄骨、鉄塔及びその他鉄構造物・コンクリート構造物並びに石油精製・発電等プラントの設計、製作、架設、修繕及び保守・点検
3. 船用機械、荷役運搬機械、化学機械、圧力容器、鋳造品、鍛造品その他産業用及び一般用機械・機器・装置の設計、製造、販売、設置並びに修繕
4. 土木建築業
5. とび・土工工事業、鋼構造物設置工事業、塗装工事業及び設備工事業
6. 海上運送事業、船舶の救難及び曳航並びに船舶の賃貸借及びリース業
7. コンピュータソフトウェアの開発、販売、保守管理並びに情報の処理・提供サービス業
8. スポーツ施設の運営・管理
9. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
10. 再生可能エネルギー等による発電及び電気の供給、販売
11. 前各号に掲げた事業に関するコンサルティング業務並びに第1号、第3号、第7号に関する代理店業務及び仲介・斡旋業務
12. 前各号の目的を達成するために必要な事業への投資並びに貸付
13. 前各号に附帯関連する事業

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億9,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増請求)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売渡すことを請求（以下買増請求という）することができる。

- ② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 前条に規定する単元未満株式の買増を請求する権利

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式及び株主の権利行使に関する取扱並びに手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集及び基準日)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

- ② 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故あるときは、取締役会の決議によって予め定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に定めがあるときを除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

(買収防衛策)

第18条 当社は、株主総会の決議により、買収防衛策を導入することができる。なお、「買収防衛策」とは、当社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず、新株又は新株予約権の発行又は割当てを行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。

2. 当社は、買収防衛策の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。
3. 当社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。
 - (1) 買収防衛策において定める一定の者（以下非適格者という）は当該新株予約権を行使することができないこと
 - (2) 当社が当該新株予約権を取得する際に、これと引き換えに交付する対価の有無及び内容について、非適格者と非適格者以外の者とで別異に取扱うことができること

第4章 取締役及び取締役会

(定員)

第19条 当社の取締役は、15名以内とする。

(選 任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会の決議によって会長1名、副会長若干名、社長1名、副社長、専務及び常務各若干名を選定することができる。

(取締役の職務)

第23条 社長は、当会社の業務の執行を統轄する。社長に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第25条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

(招集通知及び決議の方法)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。但し、緊急のときは、これを短縮することができる。

- ② 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- ③ 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第5章 監査役及び監査役会

(定員)

第28条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

(招集通知及び決議の方法)

第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。但し、緊急のときは、これを短縮することができる。

- ② 監査役会の決議は、法令に別段の定めがあるときを除き、監査役全員の過半数をもってこれを行う。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第6章 会計監査人

(選任)

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第40条 剰余金の配当は、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第41条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第42条 期末配当(配当財産が金銭である場合に限る)及び中間配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。未払の配当に対しては利息をつけない。

以 上